るり色ふるさと館使用料

使用料（１時間当たり）

名称／区分		使用料		冷暖房料	
		市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合
ホール	営利目的で利用する場合	1,350 円	4,050 円	1,040 円	1,560 円
	その他	900 円	1,350 円	1,040 円	1,560 円
調理室		250 円	370 円	210 円	310 円
和室		120 円	180 円	100 円	150 円
茶室		120 円	180 円	100 円	150 円
ミーティングルーム		120 円	180 円	100 円	150 円
交流室Ｃ		250 円	370 円	210 円	310 円
交流室Ｄ		120 円	180 円	100 円	150 円
研修室１		120 円	180 円	100 円	150 円
研修室２		250 円	370 円	210 円	310 円
研修室３		250 円	370 円	210 円	310 円
研修室４		250 円	370 円	210 円	310 円
研修室５		250 円	370 円	210 円	310 円

備考

1　利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2　利用時間に１時間未満の端数がある場合は、１時間とみなす。

3　「市外のもの」とは、本市に居住する者又は本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。

4　使用料については、消費税及び地方消費税を含むものとする。

図書館使用料

使用料（１時間当たり）

区分	使用料		冷暖房料	
	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合
大会議室	370 円	550 円	160 円	240 円
小会議室	120 円	180 円	110 円	160 円
オープンギャラリー	250 円	370 円		
創作室	250 円	370 円	110 円	160 円
小ホール	750 円	1120 円	620 円	930 円

備考

1　利用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、1 時間とみなす。

2　「市外のもの」とは、本市に居住する者又は本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。

3　使用料については、消費税及び地方消費税を含むものとする。

居蔵の館使用料

使用料(1 時間当たり)

名称＼区分	使用料	
	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合
1 階 大会議室	120 円	180 円
中会議室	120 円	180 円
小会議室	120 円	180 円
2 階 中会議室	120 円	180 円
小会議室	120 円	180 円

(備考)

1　利用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、1 時間とみなす。

2　「市外のもの」とは、本市に居住する者又は本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。

3　営利を目的とした利用は、規定料金の３倍を徴収する。

4　使用料については、消費税及び地方消費税を含むものとする。

菊竹六鼓記念館使用料

使用料(1 時間当たり)

名称＼区分	使用料		冷暖房料	
	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合
ホール	130 円	190 円	130 円	190 円
和室	120 円	180 円	130 円	190 円

備考

1　利用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、1 時間とみなす。

2　「市外のもの」とは、本市に居住する者又は本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。

3　営利を目的とした利用は、規定料金の３倍を徴収する。

4　使用料については、消費税及び地方消費税を含むものとする。

スポーツアイランド使用料

使用料(1時間当たり)

区分	使用料		照明料	
	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合
野球場	830円	1,240円	2,090円	3,130円
ソフトボール場	410円	610円	―	―
テニスコート(1面)	210円	310円	310円	460円
多目的グラウンド	210円	310円	1列当たり350円	1列当たり520円

備考

1　利用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間とみなす。

2　「市外のもの」とは、本市に居住する者又は本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。

3　営利を目的とした利用は、規定料金の3倍を徴収する。

4　使用料については、消費税及び地方消費税を含むものとする。

吉井体育センター使用料

使用料(1 時間当たり)

区分	使用料		照明料	
	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合
体育館全面	410 円	610 円	410 円	610 円
体育館半面	210 円	310 円	210 円	310 円
体育館 2 階練習室	100 円	150 円	100 円	150 円
うきは市吉井グラウンド	210 円	310 円	―	―
テニスコート（一面）	50 円	70 円	―	―

備考

１　利用時間に１時間未満の端数がある場合は、１時間とみなす。

２　「市外のもの」とは、本市に居住する者又は本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。

３　営利を目的とした利用は、規定料金の３倍を徴収する。

４　使用料については、消費税及び地方消費税を含むものとする。

浮羽体育センター使用料

使用料(1 時間当たり)

区分	使用料		照明料	
	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合
野球場	620 円	930 円	2,090 円	3,130 円
テニスコート (1 コート当たり)	210 円	310 円	310 円	460 円

備考

1　利用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、1 時間とみなす。

2　「市外のもの」とは、本市に居住する者又は本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。

3　営利を目的とした利用は、規定料金の 3 倍を徴収する。

4　使用料については、消費税及び地方消費税を含むものとする。

大春トリムセンター使用料

使用料(1 時間当たり)

区分	使用料	
	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合
武道場	210 円	310 円
グラウンド（上段）	210 円	310 円
グラウンド（下段）	210 円	310 円

備考

1　利用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、1 時間とみなす。

2　「市外のもの」とは、本市に居住する者又は本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。

3　営利を目的とした利用は、規定料金の 3 倍を徴収する。

4　使用料については、消費税及び地方消費税を含むものとする。

船越運動公園使用料

使用料(1 時間当たり)

区分	使用料	
	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合
運動公園	1,040 円	1,560 円

備考

1　利用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、1 時間とみなす。

2　「市外のもの」とは、本市に居住する者又は本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。

3　営利を目的とした利用は、規定料金の 3 倍を徴収する。

4　使用料については、消費税及び地方消費税を含むものとする。

別表(第９条関係)

（１）うきは市文化会館使用料

各室使用料(1 時間当たり)

区分	使用料		冷暖房料	
	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合
ホール	1,650 円	2,470 円	3,300 円	4,950 円
練習室（１、２、３）	330 円	490 円	550 円	820 円
楽屋（洋室、和室）	330 円	490 円	550 円	820 円

備考

1　利用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、1 時間とみなす。

2　「市外のもの」とは、本市に居住する者又は本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。

3　練習等のため舞台のみを利用する場合の使用料は、規定料金の 3 割を徴収する。ただし、算出額の 10 円未満の端数は切り捨てる。

4　営利を目的とした利用は、規定料金の 3 倍を徴収する。

5　使用料については、消費税及び地方消費税を含むものとする。

器具使用料

区分	器具名	単位	使用料
照明器具	フットライト	1 列	440 円
	ボーダーライト	1 列	880 円
	アッパーホリゾントライト	1 列	880 円
	ロアーホリゾントライト	1 列	880 円
	サスペンションライト	1 列	1,100 円
	シーリングスポットライト	1 式	1,650 円
	サイドフロントスポットライト	1 式	1,100 円
	センターピンスポットライト	1 台	1,100 円
	電動ピンスポットライト	1 台	1,100 円
	調光卓	1 式	1,650 円

	天反ライト	1 式	1,100 円
	ミラーボール	1 台	550 円
	特殊効果器具	1 台	330 円
	フロアーコンセント	1 個	110 円
	持込照明器具	1 式	3,300 円
音響器具	ダイナミックマイクロホーン	1 本	440 円
	コンデンサマイクロホーン	1 本	440 円
	ワイヤレスマイクロホーン	1 本	440 円
	マイクスタンド	1 本	50 円
	拡声装置	1 式	1,650 円
	ＭＤプレーヤー	1 台	550 円
	ＣＤプレーヤー	1 台	550 円
	カセットデッキ	1 台	550 円
	エフェクター	1 台	550 円
	ハネカエリスピーカー	1 台	550 円
	持込音響器具	1 式	3,300 円
映写器具	16mm 映写機	1 式	2,750 円
	スライド映写機	1 台	1,100 円
	オーバーヘッドプロジェクター	1 台	1,100 円
	持込映像機器	1 式	2,200 円
舞台器具	所作台	1 式	2,200 円
	松羽目	1 式	660 円
	金屏風	1 双	1,100 円
	ピアノ(グランド)	1 台	4,400 円
	ピアノ(アップライト)	1 台	2,200 円
	エレクトーン	1 台	1,100 円
	スクリーン(電動)	1 式	1,100 円
	中ホリゾント幕	1 幕	550 円

	音響反射板	1 式	5,500 円
	平台	1 台	110 円
	箱馬	1 個	50 円
	開き足	1 脚	50 円
	演台	1 台	550 円
	司会台	1 台	330 円
	緋毛氈	1 枚	110 円
	指揮者台	1 式	330 円
	折り畳み譜面台	1 本	50 円

備考　使用料については、消費税及び地方消費税を含むものとする。

（２）うきは市民ホール使用料

各室使用料(1 時間当たり)

区分	使用料		冷暖房料	
	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合
ホール	1,650 円	2,470 円	3,300 円	4,950 円
第一研修室	250 円	370 円	270 円	400 円
第二研修室	370 円	550 円	550 円	820 円
第三研修室	120 円	180 円	160 円	240 円
第四研修室	120 円	180 円	160 円	240 円
コミュニティルーム	500 円	750 円	830 円	1240 円

備考

1　利用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、1 時間とみなす。

2　「市外のもの」とは、本市に居住する者又は本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。

3　練習等のため舞台のみを利用する場合の使用料は、規定料金の 3 割を徴収する。ただし、算出額の 10 円未満の端数は切り捨てる。

4　営利を目的とした利用は、規定料金の 3 倍を徴収する。

5　使用料については、消費税及び地方消費税を含むものとする。

器具使用料

区分	器具名	単位	使用料
照明器具	フットライト	1 列	440 円
	ボーダーライト	1 列	880 円
	アッパーホリゾントライト	1 列	880 円
	ロアーホリゾントライト	1 列	880 円
	サスペンションライト	1 列	1,100 円
	シーリングスポットライト	1 式	1,650 円
	サイドフロントスポットライト	1 式	1,100 円
	センタースポットライト(ピン)	1 台	1,100 円

	調光卓	1 式	1,650 円
	特殊効果機	1 台	330 円
	フロアーコンセント	1 個	110 円
	持込照明機器	1 式	3,300 円
音響器具	ダイナミックマイクロホーン	1 本	440 円
	コンデンサマイクロホーン	1 本	440 円
	ワイヤレスマイクロホーン	1 本	440 円
	マイクスタンド	1 本	50 円
	拡声装置	1 式	1,650 円
	ＣＤレコーダー	1 台	550 円
	ＭＤレコーダー	1 台	550 円
	エフェクター	1 台	550 円
	16mm 映写機	1 式	2,750 円
	スライド映写機	1 式	1,100 円
	オーバーヘッドプロジェクター	1 式	1,100 円
	ビデオプロジェクター	1 式	1,100 円
	レクサー	1 式	1,070 円
	ポータブルアンプ	1 台	550 円
	ＣＤラジカセ	1 台	550 円
	持込音響機器	1 式	3,300 円
	持込映像機器	1 式	2,200 円
舞台器具	所作台	1 式	2,200 円
	松羽目	1 式	660 円
	スクリーン(電動)	1 式	1,100 円
	スクリーン(小)	1 式	220 円
	金屏風	1 双	1,100 円
	ピアノ	1 台	4,400 円
	大太鼓	1 式	330 円

	音響反射板(移動式)	1 式	2,200 円
	平台	1 台	110 円
	箱馬	1 個	50 円
	開き足	1 個	50 円
	演台	1 台	550 円
	司会台	1 台	330 円
	指揮者用譜面台	1 台	330 円

備考　使用料については、消費税及び地方消費税を含むものとする。